長与町農業委員会会議録

平成２８年２月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年２月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年２月２５日（木）　　１４時００分から１５時５０分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１５名）

会長　　１番　田中　稔

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　３番　山口　益子　　４番　入江　武則　　５番　白﨑　純範

６番　河内　秀治　　７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志

９番　山本　純博　　１０番　水谷　勉　　１１番　柿本　正博

１２番　柿本　香代　　１３番　上杉　司　　１５番　松尾　義徳

１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（１名）

１４番　浅井　春千代

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１５番　松尾　義徳　　１６番　柿本　尚文

第２　　第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地改良届出報告書について

第７　　第３号報告　非農地証明交付願報告書について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣

農地・農政係長　　村田　佳美

農地・農政係主任　中山　高宏

７．農林水産課

耕地係　　林田　和真

事務局　時間が参りましたので、総会が始まる前に規則について申し上げます。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１５人の出席であることを、報告致します。本日の欠席者は、１４番浅井委員のお１人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさんこんにちは。それでは、平成２８年２月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１５番　松尾義徳委員、１６番　柿本尚文委員を指名致します。日程第２本日は、第１号議案農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取が１件と、第２号議案農用地利用集積計画が１件、そして第３号議案では、第２号議案に伴って、農用地利用配分計画案の意見聴取が同じく１件、出されております。第２号及び第３号議案については、昨年９月の総会で初めて審議致しました、農地中間管理機構との貸借に関する議案で今回が２回目です。

そして最後に、報告事項となります。以上のことから第１号から第３号議案の説明に対して、前回同様、農林水産課職員の同席をお願いしております。

それでは只今から、提出された議案の審議に入ります。

第１号議案農業振興地域整備計画変更を最初に担当課から説明を受け、次に現地で立会された委員、そして各委員からの質問を受ける順でまいります。早速ですが、農林水産課から説明をして下さい。

農林水産課　本日第１号議案から３号議案の説明をさせていただきます農林水産課の林田です。よろしくお願い致します。

１ページをお開き下さい。長与町長より農業委員会会長宛に、長与町農業振興地域整備計画変更に伴って農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき添付書類の説明をさせていただいたうえで別紙の意見書によりご回答をお願いするものであります。

２ページをお開き下さい。先ほど説明しました意見書を添付しております。３ページに移ります。様式６－１号　市町農業振興地域整備計画変更計画書（１３条除外）で変更番号は１０５番です。除外の目的として、事務所、倉庫、車両及び資材置場。事業計画者の氏名・住所、（法人名、代表者氏名）、西彼杵郡時津町浜田郷（地番）でございます。今回の農用地区域除外の土地の所在地ですが、長与町岡郷（地番）、（地番）、（地番）、長与町岡郷（地番）、（地番）でございます。それぞれの除外面積が２６０㎡、１，７３０㎡、１２７㎡、９６８㎡、４０５㎡で合計３，４９０㎡です。地権者氏名・住所については、（氏名）さん、大阪府大阪市西区北堀江（地番）です。

４番の（１）事業計画は、申出人の事務所、倉庫、車両及び資材置場。（２）法第１３条第１項の変更理由、土木工事の受注増加に伴い、設備の拡大、充実を図る必要性があるため。（３）法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由、①必要性：事業が必要と判断する理由（１３条２項１号)、　近年、土木工事が増加しており、更なる受注件数の増加が予想されます。よって受注増加に対応するため、設備を拡大し、充実させる必要がある。②規模の妥当性、

土地の規模が妥当と判断する理由（１３条２項１号)、土木工事の受注増加に伴う設備拡大、充実のための必要最小限の規模（３，４９０㎡（１，０５８坪)）を除外するものであり、妥当だと判断される。③代替性：他に代替地がないと判断する理由（１３条２項１号)、農振白地も周辺にあるが、傾斜が急等、土地条件があまりよくないため。続いて４ページをお願いします。地盤がよく、安全性が保たれ、資材運搬の関係上、幹線道路の近傍で車両の出入りが容易な申出地を利用することは妥当である。④農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障がないと判断する理由（１３条２項２号)、当該申出地については、農用地区域の周辺部に位置し、農振白地に接しているため、農用地区域の集団化、農作業の効率化、総合的な利用上の支障はない。⑤認定農業者等に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと判断する理由（１３条２項３号)、当該申出地については、農用地区域の周辺部に位置し、農振白地に接しているため、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはない。なお、周辺農用地には認定農業者の所有する農地は存在していない。⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由（１３条２項４号)、申出地の周辺部には、農業用施設及び土地改良施設はない。⑦土地改良事業等が行われていない、または事業完了後８年を経過した土地であると判断する理由（１３条２項５号)、申出地に土地改良事業等は行われていない。２ページで意見書の添付をさせて頂きましたが、同じく市町農業振興地域整備計画変更計画書の５番の意見のところに書かせていただくかたちになります。

６番、農協・土地改良区・森林組合の意見聴取・調整の日付及び結果にして土地改良区、森林組合は今回の農振除外に関連はしておりませんので意見聴取はしていません。農協につきましては平成２８年２月１８日付で農業振興に支障なしということで意見をいただいております。

続きまして５ページですが今回の農振除外地の申出地になります５筆の場所を記載しています。場所は（施設名）の道下です。６ページをお願いします。黄色が農振農用地で赤色が申出地です。７ページの利用計画図ですが今回（地番）に事務所と駐車場、（地番）に型枠材を置くようにしています。（地番）も建築用資材の足場材の置場として利用を行い、（地番）については工事用機械を置く倉庫と駐車場を設ける予定です。（地番）は工事用の足場を置くように計画しています。図面上に点線で道が記してありますが、これはそれぞれの地番に行くための進入路として使用するようになります。（地番）は国土交通省の所有ですが、現在は大橋にある長崎県の振興局管理課が管理している状況で、お尋ねしたところ進入路として使用することに関しては了解を得ているという話です。道路の拡幅や改良を行う場合は管理課と協議のうえ行う必要があるということで連絡をいただいております。今回、事務所を建てるということで下水、上水についても説明させていただきます。この区域が下水処理区域ではないので合併浄化槽を設けてそのまま処理して大村湾に流すようになります。上水については国道の（施設名）側に水道管が通っていますのでそこまで管をつないで引くような形で今のところは想定をしております。

８ページから１１ページまで申出地の写真が載っていますが草を刈る前で、現況は草払いをしてきれいな状態です。以上で第１号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　次に、立会された委員さんからの報告や、説明に付け加えることがあればお願いします。

１６番、柿本委員。

１６番　　１６番、柿本です。今、農林水産課から説明がありましたが特に補足することはありません。２月１９日に現地を確認しました。事業計画を見ますと面積が３，４９０㎡という大変広い面積でありますので、土地の有効利用はどういった形かということで配置図を見せていただきましたが、ここは急傾斜で面積よりも利用価値は少ないと見うけられます。配置関係につきましても土木資材の建築資材とか足場、駐車場、トラック、事務所等が配置されておりますのでこの地域を除外しても問題はないものと思います。以上です。

議　長　　他に立会された委員さんから何かありませんか。

１６番　　もう一点よろしいですか。第１３条の重要変更ということでありますが、どういうのが重要変更となるのかを説明をして下さい。今の説明を受けて農業委員会としての意見となりますが、農地区分として何種農地に該当するのか。私がみたところ第２種農地と思われますので、その辺は委員さんで判断していただいて農業委員会の意見として県の方に進達をしていただければと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方から、ご質問等はありませんか。
４番、入江委員。

４　番　　ここの隣接地の同意書関係はどうなっていますか。

議　長　　担当事務局説明をお願いします。

農林水産課　　先に柿本委員さんからの質問について説明します。１３条の重要変更というのが農用地区域の除外のことを示します。他に農用地区域の整備計画変更に伴う意見聴取については、例えば農地に農業用施設を建てる場合にその農地が農振農用地である場合にその一部を農業用施設に用途変更をする必要があるということで、その２点をこちらで意見を伺うものとなります。入江さんの質問については同意書については隣接の地主から全ていただいています。

事務局　　引き続き事務局から柿本委員さんの質問について説明いたします。何種農地の見込みであるかということですが、仮に農振除外をされた場合は農地転用の申請に移っていきますがその際の現在の見込みとしては２種農地と判断しています。以上です。

議　長　　他にありませんか。
　１０番、水谷委員。

１０番　　地権者が大阪の方になっていますが、この土地の経歴を簡単に教えて下さい。地元の方ではないのになぜ土地の所有をしていたのかを知りたいです。

議　長　　事務局説明をお願いします。

事務局　　この土地の名義人の（氏名）さんは、元々長与町岡郷にお住まいの方で平成２２年２月頃に新規就農を兼ねて農地を取得したいということで農地法３条により農地を取得されています。その後大阪の方に嫁がれまして名字が変わられ住所変更をされて、現在は耕作をできない状況です。以上です。

議　長　　今の説明でよろしいですか。

１０番　　基本的に（地権者）さんは、就農をされていたということですか。

事務局　　いただいた資料によれば２２年に就農をされてその後、作物を作ったが現状は不耕作地となっています。以上です。

１０番　　一番心配するのが、悪い表現になりますが土地転がしではないかと懸念して質問しました。この方が新規就農をして何年間か農業をされたという実績があればいいと思います。

議　長　　他の委員さんは、ありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　今の件につきまして地元委員として補足説明をさせていただきます。（地権者）さんは平成２２年に新規就農をされオリーブを作付され、２４年くらいに干ばつがありましたがその時にオリーブの苗を移植するということで他の方に譲られたという記憶があります。まったく農業に従事されてないわけではありません。今回は遠方に嫁がれ管理ができないということです。現在、作付けはされておりませんが保全管理の状態の場所で以前は写真がありますように耕作放棄地みたいになっていたため、猪の住家になり地元としては、草払い等のお願い

をしてこのような状況になった経過がありますので、まったく農業に従事していなかったわけではないということを申し添えておきます。以上です。

議　長　　他にご意見ございませんか。
議長を職務代理者に代わって私の方でお尋ねしたいことがあります。

職務代理者　　１番、田中委員どうぞ。

１　番　　今まで各委員さんから質問等がでており、地元委員さんから許可相当のお話がありましたが状況を聞き、書類を見たりすると許可相当かなと思います。先ほど水谷委員さんから質問があったようにこの土地は平成２２年に（地権者）さんが買収されています。途中でいろんな問題もありましたが、農振除外は大変難しいと認識されておられるのだと思います。農業をある程度されていたのは私も知っています。私は農業委員としての立場として言いたいのですが、私達農業委員は農振除外が出て要件が満たされていれば全部許可しなければいけないわけです。書類上間違いもないですしね。特に私達の地域は農振地域ですが、申請地は国道に隣接しており農業には支障はありません。私としては農業委員として書類さえそろえば誰が除外申請を出しても許可しないといけないのだろうと思いました。書類上間違いがなかったらよいこととなりますが、簡単に農振を許可した場合またしようという恐れもあります。今回許可した場合、次は許可できませんよとは言えないのです。そういったことも委員さんには、きちんと考えておいてもらいたいと思います。農業も草払いとか何回かされて間違いはないのですが、本当に農業をされたかというとそうではない面もあったように思えます。地元でいつも見ておりました。（地権者）さん名義であったのは知りませんでした。農業委員会にかけないで名義は変えられないので始めから（地権者）さんだったのかなと思います。次に農振解除の申請がきたときに農業委員としてどう判断するかですね。今回は書類も揃っているし許可と思っているのですが、皆さんはどうお考えでしょうか。そういう意見を私はもっております。議長としてどうかと思ったのですが、間違いなく許可して農振解除ができたら農転がでてくるのです。その時もいろんな意見を出してよいと私は思います。以上が私の考えです。

職務代理者　　事務局の方で今の質問に対して、説明があるようでしたらお願いします。

農林水産課　　辻委員さん、田中会長さんからの質問に対して説明をさせていただきます。
農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についての３ページをご覧ください。４．（３）法第１３条第２項の要件を満たすと判断する理由が①から⑦までありますが、今回の土地はこの全ての条件に対して条件を満たしているということで県の担当と事前に確認をしたうえで今回農振除外にあげさせていただいております。この条件の一つでもあてはまらない場合

は農業委員会に農振除外の意見聴取として上程することはありません。以上です。

職務代理者　質問は、ありませんか。
１番、田中委員どうぞ。

１　番　事務局から説明がありましたが１つだけお尋ねします。⑥に土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由とありますが、これは書類上きちんと出てきているのですか。

農林水産課　⑥土地改良施設の有する機能に支障がないと判断する理由とありますが、この土地が土地改良区の受益地に入っていれば意見聴取を求めないといけないのですが、今回の土地に関しては受益地には入っておりませんので意見聴取は求めておりません。以上です。

職務代理者　議長を代わります。

議　長　他に質問は、ありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　農振の除外の協議なのですが、（事業計画者）さんと（地権者）さんの関係は借地でいくのでしょうか。
もう一つは開発行為の中で１，０００㎡以上か今は面積要件がどうなっているのかわかりませんが、そのあたりの事前協議の進捗はどうなっていますか。

議　長　事務局より説明をお願いします。

農林水産課　私のほうからは借地かどうかの説明をさせていただきます。この土地については現在売買で考えておられます。開発行為については農業委員会の松本局長から説明していただきます。

事務局　水谷委員さんの１，０００㎡以上についてはというお尋ねですが、これは開発行為にあたります。区域は別として１，０００㎡以上ないし５戸以上の生活できる住宅、アパートもはいります。そういうふうなことにあてはまりまして、各条件等は事前の審査をいたします。その時は担当課が都市整備課になりますが、条件等についてその都度総合判断をするということですから転用申請の前には当然開発行為の時点で今申し上げたこと全部をクリアしなけ

れば農地転用の申請はできないということになっております。

議　長　　何かありませんか。
　１０番　水谷委員

１０番　　農地の荒廃地が改善されることについて私は個人的に問題ないと思います。ただこういうふうに転売をして開発行為で資材置場にして将来的には宅地になるとか、そういった事例には農地保全の観点から農業委員会も厳しく目を見張らないといけないし行政側も厳しい観点で見ていただきたいと思っております。半分は要望です。以上です。

議　長　　事務局説明をお願いします。

事務局　　事務局から先ほど説明がありました、平成２２年に新規就農ということで書類を出していただいた経過があるということで、この中については当然、新規就農ということで始めて農業をされるわけです。人材的なもの農機具等、知識も含めて揃わなければ新規就農としての就業はできません。そういう中で申請があったということだと思っております。当然、所有者の方、家族の方がいらっしゃれば家族経営ということで行うわけですが、ただし今後のことということで当然農業者としての身分はあるかもしれませんが、今回のような除外も含めて農地転用については、次からより慎重に判断しなければならないと思います。目的が当初の新規就農ということを継続して行う上で、農地の貸借、売買もできるということの条件がついておりますのでその上で下限面積等の要件上、満たないとなればそれについて考えればこの方については、今後農地を取得して農業をするということについては事前審査の段階で不適ということにもなりうると思います。この方に限らずそういうことをされた方についてはそういう理解をしていただいて結構だと思います。

議　長　　他の委員さんから何かありませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　３条で農地取得をしたあとすぐに転用をするということでありますが、農業委員会としては基本的な問題ですよね。転用すれば農地を外れて農業委員会以外の業務になってくるわけですよね。先ほど水谷委員さんも言われたようにここをどうするかということで３条の申請があったときに許可基準を満たしていれば当然農業委員会としては許可をするのが相当だろうと思います。何年間農地を農地のままで継続して作付けしないといけないのかということは法的にはないと思います。長与町の農業委員会として、そこをどうするのかということですよね。罰則規定をつくるのかどうか、基本的な問題なのですが非常に大事な問題だと思い

ますのでこのことについては、委員会で方向性を示すべきですが、難しいことだと思います。私もそのあたりのことはよく理解できません。以上です。

議　長　　ありがとうございます。今の柿本委員の質問に対しては非常にこれから先必要な質問だったと思います。農振地域の農地というのは、皆さんもご存じの通り簡単に除外したら虫食い状態になることはみえているのですよね。国の農振法そのままでいかないといけないのか各市町村で話し合いのうえで５年とか決めていいのかわかっていれば事務局教えて下さい。

事務局　　農地法３条で耕作目的の取得をした農地を転用することについては、今現在３条取得後１０年以内の転用であれば理由書をいただくという扱いになっております。ただ３条取得後の転用には農地法上の制限は特にございませんので、１０年以内に転用をする場合に理由を求めることだけでも長崎県だけが厳しくしている状態です。今回２８年４月から農地転用事務指針の一部改正が予定されていますが、その場合今の予定では農地取得後の転用については期間を求めず農業委員会が必要と認めた場合に理由書を求めると変わります。今は１０年以内です。どちらにしても理由を求めることは可能なのですが、理由がおかしいということで許可相当としないということはできないといった見解がございます。以上です。

事務局　　今の説明の補足説明をさせていただきます。先ほど申し上げました新規就農の件ですが、最初は農業をされるという条件で買われるわけですが、３条については今の説明のとおりなのですが例えば土地を持たれていて新たに土地を買うというときの条件の中で、その場合理由無しに自己農地が耕作されていないということが見受けられればそれは新しく農地を取得することは不可能という考え方で結構です。これは３条の許可条件にございます。私も現地を見に行ってこういう状況であれば許可を下ろさないということで行っておりますので、判断の一つの基準になろうかと思います。

議　長　　他の委員さんから何かありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようですので、これで審議を終了致します。では、２ページを開いて下さい。この意見書に、農業振興上支障はない、または、支障ありのどちらかを示して、町長に報告することになりますので、まず農用地から除外することについて、「支障はない」の委員は挙手をお願いします。

【事務局、挙手者１４人と議長へ報告】

議　長　　挙手された委員が１４人で過半数を超えていましたので、「支障はない」で町長に報告致します。

　では、次の第２号議案農用地利用集積計画ですが冒頭に申し上げたとおり、第３号議案の農用地利用配分計画案は、２号議案と関連した議案となりますので、併せて審議することに致します。農林水産課から第２号、そして、第３号議案も続けて説明して下さい。

農林水産課　　２号議案、３号議案を説明させていただきます。２号議案農用地利用集積計画について説明いたします。１ページをお願いします。長与町農業委員会会長田中稔から議案が提出された文章になります。２ページをお願いします。平成２８年２月１５日付で農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める文章であります。３ページについてはこの計画が認められた場合の公告文の参考を付けさせていただいております。４ページですが今回議案にあげさせていただいた利用権別の各筆明細集計表を添付させていただいております。今回の議案にあげさせていただいた分は賃借権の欄になりますが、期間が１０年間、面積が４，１０５㎡の樹園地になります。筆数は１筆です。５ページの農用地利用集積計画について説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、住所が長崎市江戸町２番１３号、利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、○○歳、住所が時津町西時津郷（地番）にお住まいでございます。今回利用権を設定する土地になりますが、斉藤郷（地番）、現況地目が畑、面積４，１０５㎡です。利用権の種類は賃借権です。内容は樹園地、始期が平成２８年４月１０日から平成３８年４月９日の１０年になります。借賃が○万円、借賃の支払時期が１２月、支払方法が口座振替となっております。６ページ、７ページには共通事項を記載しております。８ページをお願いします。赤いマーカーが今回の利用集積地です。○○公園の近くです。以上で２号議案の説明を終わります。

　続いて３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について説明をさせていただきます。１ページをお開き下さい。長与町長より、長与町農業委員会会長田中稔様に農地中間管理事業における農用地利用配分計画案について農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、添付書類に基づき説明をさせていただいたうえで別紙、意見書によりご回答をよろしくお願い致します。２ページをお開き下さい。先ほどの説明にでてきました意見書を添付しております。３ページをお願いします。農用地利用配分計画の詳細について説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、借受者の（氏名）さんは、時津町にお住まいの○○歳で認定農業者の方です。経営面積は１８０ａで、すべてみかんを作付されております。（借受人）さんの現在所有されている農地はすべて西時津にあります。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、住所が長崎市江戸町２番１３号。権利を設定する土地につきましては先ほどと同じ内容になっております。４ページ、５ページについては共通事項を記載しております。位置図については第２号議案の８ページに記載しているため省略しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　両議案の申請者の中で、第２号議案で農地を貸す方と第３号議案で借りる方のお二人が時津町の住所になっています。時津町の担当課との協議があっているようでしたら、経過を説明して下さい。そして、地元委員さんからも補足説明があればお願いします。

農林水産課　　今年の１月７日に時津町の農業委員会の方よりご連絡がありました。今回の貸付者の（氏名）さんと、借受者の（氏名）さんに西時津郷の農地を中間管理事業で行えないかということを時津町農業委員会の担当者がお願いをしたところ了解をしていただいたそうです。その時に（貸付人）さんが長与町斉藤郷の農地についても、時津町の農業委員会の方から中間管理事業で行ってよいと双方の同意をいただいておりますので再度、長与町役場から中間管理事業を通してよいのかということの電話確認を行ったうえで、時津町の方とご自宅へ同行し書類の記載をおこない今回提出をさせていただきました。以上です。

議　長　　地元委員さんの補足説明があったらお願いします。
　５番、白﨑委員。

５　番　　申請地につきましては道路を挟んで長与側にあります。（貸付人）さんは優秀な農家でほとんどマルチをかけられています。説明にもありましたが、高齢になられ（借受人）さんに農地を譲るということですが、（借受人）さんも非常に立派なみかんを作られておられます。地元委員として問題はないと判断しております。以上です。

議　長　　他の委員さんから、補足説明ございませんか。
　１６番、柿本委員。

１６番　　申請地は中間管理機構の対象農地ということですが、制度上交付金の対象になるのでしょうか。

議　長　　事務局　説明をお願いします。

農林水産課　　交付金対象の農地ではありません。

議　長　　事務局にお願いします。交付金の対象ではないと言われましたが、おわかりの方はそれでいいかと思いますが、どういった理由でその地域ではないという説明を簡単にお願いします。

農林水産課　交付金について説明をさせていただきます。例えば借り受け者がＡという土地を自分の所有として、みかんや水稲等を耕作されているとします、その作付けされている農地と隣接した農地を借り受ける場合に始めて交付金の対象となります。今回は１筆のみで隣接した農地も借りていないので交付金の対象とはなりません。以上です。

議　長　はい。よくわかりました。今後は、説明をわかりやすくお願いします。
他の委員さんからご質問はございませんか。
２番、辻委員。

２　番　貸し借りについて問題はないのですが、３ページをみていただけますか。借賃が○万円で支払方法が１２月口座振替となっていますが、４ページの共通事項の（５）イ・遅延損害金は、借賃の額に対し年１０．９５％の割合で計算して得た額と書いてありますが、１２月としたら遅延損害金の計算ができないですね。いつから発生するのかですね。こういう場合には借賃の支払方法のところに期日をもうけたほうがよいのではないかと私は思います。

議　長　今の案について他の委員さんから何かご質問ございませんか。
事務局は、こういった問題も次の総会までに勉強されて、どういう方法がよいですよというような案を出したりして下さい。日にちを決めておかないと遅延損害金の利子計算ができないということです。

農林水産課　今回の件で支払時期がなぜ１２月かということの説明からさせていただきます。中間管理事業の県の本部が、賃借料を出し手にお支払します。その後借り手の方の通帳から引落しをするようなシステムになっております。そうなった時に１月から６月までの支払時期が１２月と最初から設定されています。７月から１２月までの間で契約を結ばれた方については６月の支払いが決まりになっておりまして、今回、（貸付人）さんから（借受人）さんに貸した農地については口座振替で行う形になっております。口座振替前に県本部の農業振興公社の方から（借受人）さんの方にいつ引き落としますので、いつまでに入金をお願いします。ということを事前に周知をさせていただいたうえで、お金が振込まれなかった時に初めて遅延金が発生するようなかたちになりますので、この共通事項をみますと１月１日から遅延金が発生するようなかたちになると思います。何回催促しても振り込まれなかった場合に遅延金が発生するようになると思います。

２　番　これは、日にちを入れるだけで何も問題ないわけです。そうしないと利息には日割り計算がでてきます。１２月が期限なら末としておけば１月１日から計算できます。県がそうであれば県に相談をして期日をいれてもらうようにした方がいいのではないでしょうか。金額はわずかなのでトラブルはおきないと思いますが。以上です。

農林水産課　辻委員さんからいただいたご意見を県の方に伝えたいと思います。確かに１月１日から日割りで遅延金が発生すると思いますので。今後このシステムで処理をすることになりますので他の市町にも反映してくるので意見を伝えたいと思います。ありがとうございました。

議　長　これで、審議を終了致します。
まず、第２号議案の利用権設定からですが許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、第３号議案の２ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第２号と併せて報告することになっていますので、これも挙手で賛否をとります。
意見なしの方は、挙手をお願いします。

【事務局、挙手者１４人と議長へ報告】

議　長　挙手された委員が１４人で、過半数を超えていますので、「意見なし」で、町長に報告致します。林田さん、大変ご苦労様でした。退席して頂いて結構です。
それでは、報告事項に移ります。事務局から説明して下さい。

事務局　１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、農業。譲受人は、（法人名、代表者氏名）さん。福岡市博多区博多駅前（地番）、住宅メーカーです。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号）、１８４㎡、（街区番号）、２９５㎡、（街区番号）、２２１㎡、（街区番号）、１８０㎡、そして、（街区番号）、５９㎡で、農地面積９３９㎡と、記載はしておりませんが、山林で（街区番号）、１３２㎡を併せた、１，０７１㎡の合計面積です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１月２７日。５．専決処分の日も同じく、平成２８年１月２７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告致します。平成２８年２月２５日長与町農業委員会事務局長松本廣。届出の場所を申し上げます。２ページをお開き下さい。いつものように、計画図でご覧頂くことにして、位置については省略致します。

議　長　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次に、農地改良を報告して下さい。

事務局　　３ページをご覧下さい。報告致します。土地の所在等ですが長与町三根郷（地番）、地目は、台帳、現況とも畑、面積が１，４４０㎡のうち、１，０００㎡が改良の対象となっています。所有者氏名・住所は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）、耕作者は（氏名）さんです。作付け・作物は、果樹、ミカンです。工事期間は、平成２８年３月３１日までの予定です。農地改良の内容としては、３枚を１枚の畑にするための土地の形状変更と併せて、５０㎝程度の盛り土をすることになっています。ただ、土が不足することから、隣接する場所から搬入予定です。また、この改良に関しては、町単独事業の小規模基盤整備事業を利用されることになっています。上記のとおり、農地改良届出を平成２８年１月１８日に、現地確認も同日１８日に致しましたので報告します。平成２８年２月２５日、農業委員柳原厚志代読です。

改良の届出場所を説明致しますので、４ページをお開き下さい。三根郷の〇〇バス停から少し本川内郷方面に行きまして二つ目の左側、町道がありますので、そのまま鉄道をまたいで、２１０ｍ程行ったところから今度は右に曲がりますと道路に隣接した住居があります。

その住居の横右側が改良する農地です。更に行きますと〇〇団地裏手に上って行ける道があります。以上で、説明を終わります。

議　長　　同じく、尋ねたいことはありませんか。

８番、柳原委員。

８番　　地元委員として補足説明をいたします。

土地の所有者は（氏名）さんですが、お亡くなりになって（氏名）さんが耕作されていて、みかんを作られていますが、作業がしやすいように改良をするということです。（耕作者）さんは専業農家で野菜・水稲等を作られており何の問題もないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さんからご質問ございませんか。

【意見・質問無し】

議 長　　では、次の農地改良の説明をお願いします。

事務局　　５ページをご覧下さい。同じく２件目の報告です。土地の所在等ですが、長与町岡郷（地

番)、８９９㎡と同じく（地番)、１，１８５㎡の２筆で合計面積２，０８４㎡、地目は、台帳・現況とも畑です。所有者氏名・住所は、(地番）の農地の所有者は、(氏名）さんで、(地番）は、(氏名）さん、住所は共に長与町岡郷（地番)、耕作者は（氏名）さん。作付け作物は、果樹、ミカンです。工事期間は、平成２８年３月３１日までの予定となっています。

同じく、農地改良の内容としては（地番）の土地の方は、現在の３枚を４枚に、(地番）の方を４枚から倍の８枚に増やす計画です。どちらの筆においても段毎に通路を入れることで、作業の利便性を図りたいという考えです。普通は、段を減らすことが一般的に行われていますが、この両筆は元々結構な傾斜地でありますので、このような手法を取られています。

そして、基盤整備に伴う土の搬入はございません。全て改良場所内で利用されます。また、この改良に関しても、町単独事業の小規模基盤整備事業を利用されることになっています。上記のとおり農地改良届出を平成２８年２月１９日に現地確認も同日、１９日に致しましたので、報告します。平成２８年２月２５日農業委員入江武則代読です。

改良の届出場所を説明致しますので、６ページをお開き下さい。赤色で塗っています町道の〇〇橋手前からまたは、〇〇公園のどちらからでも行くことが可能な道路に接した場所です。

〇〇公園からは、５３０ｍほど〇〇橋方面に下りて行きます。申請者は（地区名）の方ですので、〇〇橋付近からの距離では、１．８ｋｍ程になります。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。

４番、入江委員。

４　番　　（耕作者）さんが改良をされる所は、(地区名）から登って（地区名）まで抜ける町道のすぐ上でありまして、高台で日当たりも悪いので改良し１枚にしてモノレールを撤去し日が当たるようにしたいということです。防風林が１０ｍくらいあり町道で人も通るので気を付けて作業をしていただきたいと思います。(耕作者）さんは、農家をしておられますが土日は別の仕事にも行かれる時もあります。別に問題はないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さんからお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次は、非農地証明の報告です。説明をして下さい。

事務局　　今回は、７件申請があっております。斉藤地区が６件、岡地区で１件です。斉藤地区の６件は、隣接している所ばかりですので一括して申し上げることに致します。

７ページをご覧下さい。１件目です。申請人は、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。申請地は、長与町斉藤郷（地番）、４１６㎡、（地番）、１５６㎡、（地番）、７８７㎡、合計面積１，３５９㎡です。他の内容は、６件まとめて申し上げます。

８ページをお開き下さい。２件目の申請人は、（氏名）さん、諫早市厚生町（地番）。外３人の方々です。申請地は、同じく（地番）、８７４㎡。

９ページをご覧下さい。３件目の申請人は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。申請地は、同じく（地番）、４６６㎡です。

１０ページをお開き下さい。４件目の申請人は、（氏名）さん、時津町西時津郷（地番）。申請地は、（地番）、１１２㎡と（地番）、８９㎡の合計２０１㎡です。

１１ページをご覧下さい。５件目の申請者は、（氏名）さん、長崎市相川町（地番）。申請地は、同じく（地番）、１，２８１㎡です。

１２ページをお開き下さい。６件目が、申請人は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。申請地は、同じく（地番）、１，１７６㎡、（地番）、８６㎡、（地番）、６２㎡、（地番）、３０９㎡、５筆目が（地番）３４５㎡で合計１，９７８㎡になります。そして前後しましたが、６件全ての地目は畑、現況は山林、用途区域は市街化調整区域で、証明を受けたい理由の内容を申し上げますと、雑木が繁茂している状況である。そして、いつから耕作放棄をしていないかについては、昭和６０年頃から、現在に至っている。また、強風の折は、塩害を直接被っている場所でもあるということも含め、申請内容となっています。申請日は、平成２８年２月１０日確認日は、平成２８年２月１９日以上６件について、上記のとおり、平成２８年２月１０日申請、非農地証明交付願についての現地確認を行ったので、報告致します。平成２８年２月２５日農業委員入江武則、同じく白崎純範、同じく柿本尚文以上代読です。

申請場所を説明致します。１３ページをご覧下さい。斉藤郷に完成したばかりのゴミ焼却場があります。一度、委員全員で施設研修をさせて頂いたところで、地理的にはご承知と思います。この焼却場の入り口の反対、道路隔てた北側の下、一帯の１３筆が対象地です。

議　長　　６件まとめての報告ですが、尋ねたいことはありませんか。立ち会われた委員さん、代表で補足説明ございませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　３名で立ち会いましたが、事務局から説明がありましたように非農地証明を受けたい理由がここに記載されている通りでございますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　他に委員さんからお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もないようでしたら７件目、岡地区の非農地証明交付の説明をお願いします。

事務局　　１４ページをお開き下さい。申請人は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。申請地は、長与町岡郷（地番）、地目が畑、現況は進入路です。面積は３４㎡、用途区域は、都市計画区域外、証明を受けたい理由として、申請地は、昭和５９年頃より、隣接する住宅の建築に伴うコンクリート舗装の進入路となっているということです。申請日は、平成２８年２月１６日。確認日は、平成２８年２月１９日。上記のとおり、平成２８年２月１６日申請、非農地証明交付願についての現地確認を行ったので、報告致します。平成２８年２月２５日、農業委員入江武則、同じく浅井春千代、同じく柿本尚文以上代読です。

申請場所を説明致します。１５ページをご覧下さい。国道２０７号線の岡郷、○○バス停から多良見方面に１２０ｍほど行って、左に曲がって少し下った住居入り口に当たるところの、道路の一部になります。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員さんから何かありましたら説明して下さい。

１６番、柿本委員。

１６番　　現況を説明いたします。今説明がありましたように２月１９日に３名で現地確認をしました。現況は昭和５９年くらいから宅地の進入路としてコンクリート舗装をされております。これを壊して復旧することはできませんので非農地証明に該当すると思います。よろしくお願いします。

【意見・質問無し】

議　長　　何もないようでしたらこれで審議を終了したいと思います。

次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年２月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。